

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

## ウガンダ

### 諸外国の信教の自由に関する報告書（2008年）

国務省民主主義・人権・労働局 発表

ウガンダの憲法は信教の自由を定めており、その他の法律および政策は、宗教のおおむね自由な実践に寄与している。

ウガンダ政府は信教の自由に対する既存の法規制をおおむね執行している。本報告書の対象期間においては、政府が信教の自由を尊重する状況に変更はなかった。しかし、これまでの報告書の対象期間と同様に、地方の役人が暴力と騒音の低減を目的として夜間イベントの開催に小規模な制約を課し、間接的に一部の宗教活動が阻害されたほか、カルトと見られる団体は特別な精査を受けた。

宗教的な帰属、信条または実践に基づく社会的な虐待や差別はほとんど報告されておらず、著名な社会的指導者は信教の自由の促進に向けて前向きな方策を取っている。

アメリカ合衆国政府は包括的人権促進政策の一環として、ウガンダ政府との間で信教の自由の問題について議論している。

#### 第I部 信者の分布

ウガンダの面積は9万3000平方マイル、人口は3130万人である。政府の公式統計によると、推定85%がキリスト教徒、12%がイスラム教徒で、残りの3%が伝統的土着信仰、ヒンズー教、バハーイー教およびユダヤ教を信奉する。一部のイスラム教徒とキリスト教徒は、ムスリム人口は政府統計値より多いと考えている。キリスト教徒の内訳では、ローマカトリック教会の信者が42%と最大で、英国国教会が36%と見られ、さらに、福音派とペンテコスト派が残りを占めると主張している。福音派とペンテコスト派は大変活発である。ムスリムは主にスンニ派の信者である。伝統的土着信仰は一部の農村部で実践されており、キリスト教またはイスラム教と混ざったり、それと一緒に実践されたりすることも時々もある。インド国籍者は最も重要な移民層で、主にシーア派のアーガーハーン信者か、ヒンズー教徒である。北部および西ナイル地区には圧倒的にカトリック教徒が多いが、ウガンダ東部のイガンガ県ではムスリムの比率が最も高い。その他の地域にはさまざまな宗教の信者が混ざり合って住む。

## 第 II 部 信教の自由の現状

### 法と政策の枠組み

ウガンダの憲法は信教の自由を定めており、その他の法律および政策は、宗教のおおむね自由な実践に寄与している。この権利については、各レベルの法律によって、政府または民間による侵害に対する全面的な保護がなされている。

宗教組織を含め、すべての新設の非政府組織（NGO）は、**内務省 NGO 局**に登録しなければならない。外国の NGO など、外国の布教団体はウガンダ政府への登録が必要である。

2006 年には、ウガンダ議会で、NGO 登録改正法案が修正、可決された。改正の内容は、違反者に課せられる過料の改定、許認可の期間と条件に関して NGO 局に裁量を与える、および国内の NGO に関する各種規制法の制定などである。

事前に相談を受けていないとの苦情が市民社会団体から出たことを受け、2007 年 12 月には、規制法の公布が取り止めになった。2008 年 1 月 15 日、ウガンダ政府は、市民社会団体と協議しながらガイドラインと規則を見直す委員会を設置した。本報告期間中は、見直し段階の協議が続けられており、法律はいまだに運用できる状態となっていない。

登録手続には、最低 6 週間を要する。実際、大半の宗教組織が認可を得ているが、NGO 局はさまざまな理由で一部のキリスト教会団体の登録を遅らせている。

コミュニティを基盤とし、かつ比較的下層の地区レベルで運営を行う組織は、NGO 局に登録する必要がない。その代わりに、現地の地区政府に対して登録を行わなければならない。

国内には、私立のマドラサ（イスラム教学校）とキリスト教学校がよく見られる。公立学校では、宗教的指導は任意となっており、特定の信仰に基づく指導よりも、世界の宗教について学術的に学ぶカリキュラムとなっている。宗教団体がスポンサーとなった、宗教的指導を行う私立学校も多数ある。これらの学校は他の宗教団体の生徒も受け入れているが、少数派宗教の指導は通常行わない。

収監者には、自らの信仰にしたがい日中にお祈りをする機会が与えられている。ムスリムの収監者は通常、ラマダン月に労務を免除される。ウガンダ政府はイード・アル＝アドハー、イード・アル＝フィトル、聖金曜日、復活祭の月曜日、およびクリスマスを国民の祝日として祝っている。

宗教または他の同様の区分に基づき政党を創設することは法律で禁じられている。

## 信教の自由に対する制限

ウガンダ政府は信教の自由に対する既存の法規制をおおむね執行している。本報告書の対象期間においては、政府が信教の自由を尊重する状況に変更はなかった。しかし、これまでの報告期間と同様に、地方の役人が暴力、犯罪行為および騒音の抑止を目的として、夜間集会の開催に小規模な制約を課し、間接的に一部の宗教団体の活動が阻害されたほか、カルトと見られる団体は特別な精査と制約を受けた。

カヌング県のコミュニティ・チャーチが首都カンパラの NGO 局から登録を認めってもらうには、地方指導者から推薦してもらう必要がある。2006 年、NGO 局は、主張されるカルト的傾向について調査するため、イサ・メシアル・コングレゲーションのカンパラでの申請に関して決定を引き延ばした。この団体の活動に関する調査が続いているため、本報告期間中には、この団体は登録されなかった。

2007 年 12 月、ンバララ県保安議長で住民地区長官のクレメント・カンドールは、安全上の懸念から同地区の夜間礼拝を一時的に取り止めた。

2007 年 11 月 31 日、地区保安局は、新マルタ・エルサレム教会の指導者セベリノ・ルコヤによるグル町での教会開設を阻止した。本報告期間中、この教会は保安上の理由から登録されないままとなっている。ルコヤは、ウガンダ北部の 22 年間に及ぶ反乱を開始した抵抗運動の指導者アリス・ラクウェナの父である。

2007 年 9 月、ムコノ県の警察は、コンゴ民主共和国の東部に本拠地を置く抵抗団体、連合民主戦線との関係が疑われることから、キスウェラにあるモスクを閉鎖した。

## 信教の自由の侵害

本報告期間中、当局は宗教的信条を理由にした逮捕、拘留を行った。

2008 年 4 月 29 日、カムウエンジ県副住民長官は、ニャンガカイボのカルトのメンバー 11 人を逮捕するよう命じた。容疑者は 4 月 30 日に不法集会を開催した容疑を課せられ、拘留されたままだった。本報告期間の終了時点において、この事件は係争中である。

2008年2月22日、パデーの警察は、未登録だった新マルタ・エルサレム教会を運営したことを理由に、かつての抵抗者アリス・ラクウェナの父、セベリノ・ルコヤとその従業員3人を逮捕した。4人は3月3日に解放された。住民州検事はこの件で裁判は行わないと述べた。

2007年10月10日には、ンバレの警察が、ID審査番号の発行に抗議して自分の5人の子どもを退学させたことを理由に、エンジリ「カルト」団体のリーダー、アポロ・パウロ・ワザバを逮捕した。ワザバは10月15日、公的不法妨害の5つの訴因について起訴されたが、証拠不十分で取り下げられた。

本報告期間中、ウガンダ政府は、ウガンダ西部のカムウェンジのニャンガカイボ・グループ、ンバレ県およびルウェロ県のエンジリ・グループを含め、カルトと認識される新しい宗教団体に特に注意を払いながら、少数派団体を監視した。

宗教を理由とした収監者はウガンダ国内で11人が記録されている。

## 強制改宗

誘拐または米国から不法に連れ去られた未成年の米国市民を含め、強制改宗の報告はなく、その米国市民の米国への帰国を許可しないという報告もなかった。

## 抵抗者、外国軍またはテロ組織による虐待

本報告期間中、ウガンダ国内では、神の抵抗軍（LRA）による虐待は発生しなかった。抵抗グループは2005年に軍部によってウガンダ北部から追放された。

## 信教の自由の尊重における改善と前向きな進展

リビアの最高指導者ムアンマル・アル＝カダフィーが3月にウガンダを訪問した際に聖書は捏造だと発言したことを受け、ウガンダ政府は、想定される反動を抑えるため、ムスリムとキリスト教徒との間の寛容を促進する取り組みを強めた。

ムセベニ大統領はカダフィーに代ってキリスト教徒に謝罪し、また、カトリック、英国国教会信者およびムスリムからなる宗教間会議はカダフィー発言に遺憾の意を表し、対話と寛容を奨励した。

### 第 III 部 社会的虐待と差別

宗教的な帰属、信条または実践に基づく社会的な虐待や差別はほとんど報告されていない。

本報告期間中、2つの地区で聖職者が教区民に金銭を強要したという報告があった。2007年7月、一部の宗教指導者が強要その他の活動を行っているとして、警察は全国規模の調査を開始した。本報告期間の終了時において、認定が出たとの報告はない。

2008年1月29日、グルの警察は、子どもに職業訓練を施すとの約束でその両親から推定7418ドル（1250万ウガンダシリング）を盗み取ったとして、聖職者のマイク・オキャカを逮捕した。オキャカは虚偽の申立によって金銭を得たことで起訴されたが、2月1日に保釈された。

2008年1月24日、ンバララ県の警察は、教会に集まる病気の信者らに金銭を強要したとして、ハウス・オブ・グレースの聖職者パトリック・ムクングジ、マイケル・カトンゴレおよびジョシュア・ケイナルガバを逮捕した。容疑者らは1月28日、虚偽の申立によって金銭を得たことで起訴され、保釈された。本報告期間の終了時において、この事件は係争中である。

2007年10月には、ヒーリング・アウトリーチ・ミニストリーズの聖職者3人が、200人以上の学齢期の子どもらを奨学金給付の約束によって誘い出し、監禁した。これは、支援の必要な孤児として子どもらをカナダ人に譲り渡すことで、カナダの宗教組織から金銭を得る計画によるものだった、警察は教会を襲撃して、聖職者を逮捕し、子どもたちを解放した。

### 第 IV 部 米国政府の政策

アメリカ合衆国政府は包括的人権促進政策の一環として、ウガンダ政府との間で信教の自由の問題について議論している。

米国大使および他の大使館員は、ウガンダ・ムスリム最高会議、ウガンダ合同キリスト教者会議、ウガンダ宗教間会議、チャーチ・オブ・ウガンダ、カトリック教会およびナショナル・フェローシップ・オブ・ボーン・アゲイン・チャーチーズの各代表を含め、さまざまな宗教機関の指導者らとの対話を続けた。

米国大使館は、アチョリ宗教指導者イニシアティブおよびウガンダ宗教間会議を含め、いくつかの宗教的連携を支援している。

米国大使館はまた、アメリカンムスリムのイマームによる 2008 年 3 月の訪問など、アウトリーチの取り組みも支援している。2008 年 1 月には、北部出身ムスリム 7 人のグループのため、任意訪問者プログラムを一部支援した。

2008 年 9 月 19 日発表